

らくしょうざ 庄原市楽笑座について

1 設置の目的

にぎわいと楽しみの場を創出し、商店街の活性化を図るとともに、テナントミックス（商業活性化を実現するための業種業態の組み合わせをいう。以下同じ。）に資するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の規定に基づき庄原市楽笑座を設置する。

（庄原市楽笑座設置及び管理条例）

2 設置及び管理条例に規定される事業

楽笑座においては、次の事業を行うものとする。

- （１）テナントミックスに資する事業
- （２）にぎわい活動及び文化活動の企画実施並びに情報発信に関する事業
- （３）にぎわい活動及び文化活動の発表等に利用する施設の管理運営に関する事業
- （４）にぎわい活動を促進する事業
- （５）その他市長が必要と認める事業

市民活動の場として、また、会合や打ち合わせ、イベント開催等にも使用可

3 施設の概要

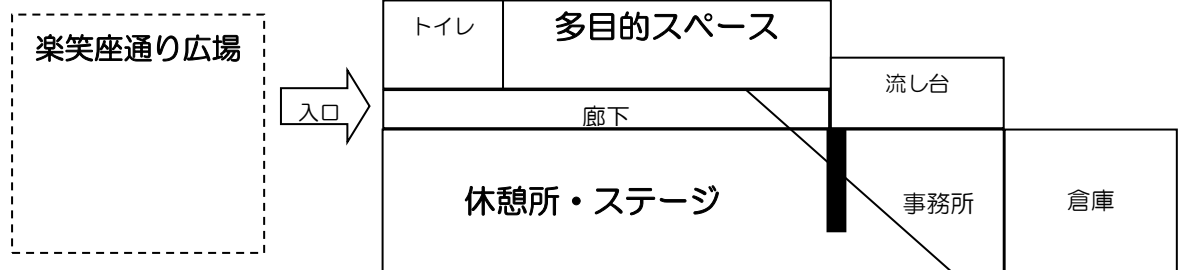
- （１）名 称 庄原市楽笑座
- （２）所在地 庄原市西本町二丁目 1 番 10 号
- （３）施設の概要

- ア 改築年度 平成 16 年度
- イ 敷地面積 1,003.88 ㎡
- ウ 建物面積 272.627 ㎡
- エ 構造 木造（一部軽量鉄骨造）
- オ 部屋等

屋内	休憩所、多目的スペース、トイレ、厨房、通路、倉庫
屋外	楽笑座通り広場



【楽笑座見取図】



- (4) 開館時間 午前9時から午後 10 時まで
- (5) 休館日 ア 水曜日
 イ 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（年末年始）
 ウ 市長が特に必要があると認めるときは、別に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

4 施設の使用について

- (1) 使用の許可 事前に企画振興部 商工観光課 商工振興係での使用申請手続後、使用許可書を交付
- (2) 使用料 貸し切りによる各部屋の使用（会議、講演会やイベント、コンサート等）は有料

	一般使用	営利・宣伝等での使用	区分・単位
休憩所（ステージを含む）	520 円	1,040 円	1 時間当たり
多目的スペース	520 円	1,040 円	1 時間当たり
楽笑座通り広場	310 円	1,040 円	1 時間当たり

※使用目的により、使用料の減免あり

5 これまでの経過

平成 17 年 3 月	楽笑座オープン ・施設管理及び飲食提供： 飲食業者（目的外使用・公募） ・企画運営（映画、コンサート等）： 楽笑座友の会
平成 24 年度末	飲食業者による目的外使用が終了
平成 26 年 11 月 17 日	庄原市観光協会へ「施設管理及びまちなかにぎわいづくり市民交流事業」委託
平成 27 年 4 月 1 日	庄原市観光協会の事務所移転 （交流サロンラッキーの閉館により、旧ウツミ屋証券ビル→楽笑座）
平成 27 年 4 月 1 日 ～平成 31 年 3 月 31 日	庄原市観光協会へ「施設管理及びまちなかにぎわいづくり市民交流事業」委託
平成 31 年 4 月 1 日 ～令和 5 年 3 月 31 日	庄原市社会福祉協議会へ業務委託（施設管理及び市民交流事業） 【若者等市民まちづくり活動交流事業の拠点としての楽笑座の利用】
令和 5 年 4 月 1 日～	直営での運営

6 施設利用状況

実績	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数	2,927 人	3,245 人	997 人	1,427 人	2,635 人	1,499 人

※令和 2～3 年度は新型コロナウイルス感染症にかかる休館日あり

※令和 3～4 年度は、庄原自治振興振興センター及び市民会館の改修工事に伴い、使用者が増加した。